

# 郵便入札の留意事項

## 1.郵便による入札とする工事等

郵便による入札とする旨は、一般競争入札にあつては告示で、指名競争入札にあつては指名通知書で、郵便による入札を実施する旨を明記します。

郵便入札とする旨の表示のない入札については、従来どおり入札会場に参集して入札を行いますので、お間違えの無いようそれぞれの入札の告示又は通知の記載事項をよくご確認ください。

## 2.入札書の郵送方法

郵便による入札書の送付は、「一般書留」、「簡易書留」のいずれかの方法と規定しています。これ以外の郵送方法では、当該入札は無効となりますのでご注意ください。また、持参による提出も同様に無効となりますので、必ず指定の方法により郵送してください。上記の郵送方法に加えて「速達」扱いとすることは差し支えありません。

なお、これらの郵便の扱いは、一般の郵便局のほか、簡易郵便局等いずれの郵便局でも差し出すことができますので、最寄りの郵便局で郵送手続を行ってください。

## 3.一般競争入札において入札書等を発送する時期

一般競争入札の場合、当該工事等が告示された後、告示された入札参加資格を満たし、入札参加を希望する者は「入札参加資格確認申請書」を所定の期間内に町長に対して提出しなければなりません。当該申請は、資格確認を行い、資格の有無を申請者に対して通知します。この通知で、資格「有」の通知を受けた場合、郵便要綱第4条第1項の規定に基づき入札書等を郵送することができます。

また、この通知で資格「無」として通知する際は、その理由を付記します。この説明を求めた後、町から回答が資格「有」の変更通知を受けた場合は、入札書等を郵送することができます。資格「無」の場合は、当該入札は参加できません。

## 4.封筒の必要事項の記載

封筒に記載すべき事項は、郵便要綱第4条第2項に表示の次の5項目です。

- 工事等の名称
- 商号又は名称、代表者名及び住所
- 開札年月日
- 入札書在中の旨(本項目は朱書きとする。)
- 連絡先電話番号及びファクス番号

※ 本社(本店)等から年間委任を受けた支店(営業所)等の受任者が郵便入札の入札書等を作成し、郵送する場合の指定封筒の表書きは、表書きスペースに限りがありますので、裏面に記載しても差し支えありません。ただし、代表者印等の上に記す等、記載事項が判別しづらくならないよう注意してください。

なお、同封する入札書は入札人＝本社・本店(委任済みにつき押印不要)、入札代理人＝受任支店・営業所(押印必要)の双方の表示が必要です。

参考として郵便要綱別記様式第1号の「郵便入札封筒記載例」を示していますが、これはあくまでも例示で、封筒の大きさや形状は入札書及び工事内訳書(以下の表示では「入札書等」と略します。)の送付に支障がない限り自由です。通常、企業の封筒には、住所、商号又は名称、電話番号、ファクス番号は印刷されている場合が多く、こうした封筒は残りの不足の必要事項のみ表示することも構いません。

また、記載例の様式をコピーあるいはホームページからダウンロードして利用して記入又は印字の上、貼付することも可能です。



### 13. 発送した郵便の状況確認の方法

郵便局で引き受けした「一般書留」及び「簡易書留」郵便の実際の確認方法はインターネット上の「郵便追跡サービス」でご確認ください。

### 14. 入札書記載の日付

入札書に記載する日付は、入札(開札)を執行する日の日付を記載します。郵送する日ではありませんのでご注意ください。

※ ご不明な点は、担当の大槌町役場企画財政課までお問い合わせください。

TEL : 0193-42-8712

FAX : 0193-42-3855

E-MAIL : zaisei-han@town.otsuchi.iwate.jp